

欧州特許庁、審査ガイドラインを改訂

2014年10月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、9月30日、改訂された審査ガイドラインが11月1日に発効する旨の8月18日付の通知を公表した。主な改訂内容は以下の通り。

- ・ 規則 36 の改正（分割出願の時期的制限の緩和）が反映された。（パート C 第 III 章 3.2）
- ・ 規則 164 の改正（調査が行われなかった発明についても、追加の調査手数料の支払いにより調査が行われる）が反映された。（パート B 第 VII 章 2.3，パート C 第 III 章 2.3，3.1.1 及び 3.3，パート F 第 V 章 13.1 及び 13.4 等）
- ・ 補正の要件について、出願当初に開示された事項を評価する際の注意点が追記される等、明確化が図られた。（パート H 第 IV 章 2.3 及び 3.2.1）
- ・ 医薬用途クレームの記載の仕方について、明確化が図られた。（パート G 第 VI 章 7.1.1 ～7.1.5）
- ・ 実施可能要件と進歩性との関係に関する記述が追加された。（パート F 第 III 章 12）
- ・ サーチレポートにおける、インターネット上の動画・音声の引用の仕方に関する記述が追加された。（パート B 第 X 章 11.6）

なお、追加及び削除の個所は、PDF 版では欄外の垂直線及び二重水平線で示されている。また、HTML 版ではページ右上の”Show modification”をチェックすることにより、追加及び削除の個所が、緑色マーカー及び赤字取消線で表示される。

— 審査ガイドライン改訂に関する 2014 年 8 月 18 日付通知は、以下参照 —

[Notice from the European Patent Office dated 18 August 2014 concerning updating of the Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)

— 改訂された審査ガイドラインは、以下参照 —

[Guidelines for Examination in the European Patent Office: Early publication of the November 2014 edition](#)

— 規則 36 の改正に関する欧州知財ニュースは、以下参照 —

[欧州特許庁、分割出願の要件を定める欧州特許条約規則 36 を再改正（2013 年 10 月 21 日）\(PDF\)](#)

— 規則 164 の改正に関する欧州知財ニュースは、以下参照 —

[欧州特許庁、EPC 規則 164 の改正を公表（2013 年 10 月 25 日）\(PDF\)](#)

— 補正の要件に関する欧州知財ニュースは、以下参照 —

[欧州特許庁，補正の要件に係る実務に関する非公開シンポジウムを制度ユーザーと開催
\(2014年3月10日\) \(PDF\)](#)

(以上)